

# 屋外広告物のルールを守り 美しいまちを!!

9月1日  
～10日は  
屋外広告物  
適正化旬間  
です

## ポイント1 屋外広告物を掲出するときは 許可手続きをおこないましょう!

- 屋外広告物を掲出するためには原則許可が必要ですので、市役所への申請手続きを行ってください。
- 小規模の看板を掲出する場合は（1敷地につき合計面積が7㎡以下の自家用広告物のみ）、許可申請手続きは不要です。
- また、業者に依頼して屋外広告物を設置する場合は、堺市で屋外広告物の登録又は届出をしている業者にご依頼ください。



## ポイント2 道路上の違反広告物をなくし、 まちの美観と安全を守りましょう!

- 道路上に許可なく立て看板を出したり、電柱へのビラ貼りやのぼり旗を設置することは、法令違反です。
- 道路上の違反広告物はまちの美観を損ねるだけでなく通行の支障や事故にも繋がりがねません。
- 掲出者の管理責任を問われることもあります。
- 違反広告物等について、50万円以下の罰則などがあります。



## 『堺市の良好な景観』は皆さまのご協力により育まれます!

### トピックス1 百舌鳥・古市古墳群を世界文化遺産に! 皆さまのご理解とご協力により 屋外広告物の適正化が進んでいます。

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を目指し、周辺地域のより良い景観形成に向け、様々な取組みが進められています。

その取組みの一環として、新たな基準に合わなくなった広告物の撤去・改修が関係者の皆さまのご協力のもと、着実に進んでいます。



#### ● 屋上広告撤去事例



#### ● 自立広告塔改修事例



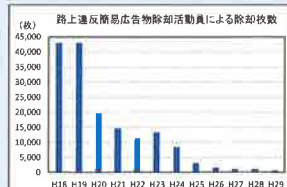
### トピックス2 『美しいまち堺』の実現に! 市民ボランティア団体のご協力により、 まちが綺麗になっています!

堺市によるパトロールとともに、路上違反簡易広告物除却活動員制度に基づき、市民ボランティア団体のご協力のもと、10年以上にわたり、道路上のぼり紙やはり札、立て看板などの除却活動が続けられ、違反ビラ等は当初から大きく減少しています。



<登録数> 39団体 4法人 459名  
(平成30年3月31日現在)

<平成29年度除却活動実績>  
合計数 約600個  
(はり紙・はり札・広告旗・立看板等)



#### 屋外広告物全般に関して

都市計画部都市景観室  
〒590-0078 堺区南瓦町3番1号  
電話 (072) 228-7432  
FAX (072) 228-8468

#### 道路上の違反広告物に関して

北部地域整備事務所 (東区・北区・美原区)  
〒591-8021 北区新金岡町4丁1-5  
電話 (072) 258-6782  
FAX (072) 258-6843

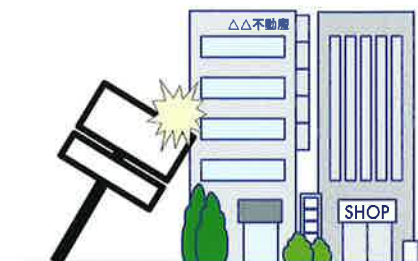
南部地域整備事務所 (中区・南区)  
〒590-0115 南区茶山台1丁6-1  
電話 (072) 298-6572  
FAX (072) 291-4390

西部地域整備事務所 (堺区・西区)  
〒590-0015 堺区南田出井町1丁1-1  
電話 (072) 223-1600  
FAX (072) 223-6767

## 看板などの屋外広告物について、 定期的な安全点検をお願いします!!

広告物を正しく設置しなかったり、管理を怠ると重大な事故や取り返しのつかない事態につながる恐れがあります。

事故等により第三者に被害を与えた場合、会社や店舗等がこれまで築き上げた信頼を一瞬で失うだけでなく、多大な責任を問われることもありますので、定期的な点検をお願いいたします。



↑ 高所に設置された看板の  
底部が脱落



↑ 店舗の壁に設置された看板  
の板面が落下



↑ 看板を支える柱の根元が  
錆びて倒壊

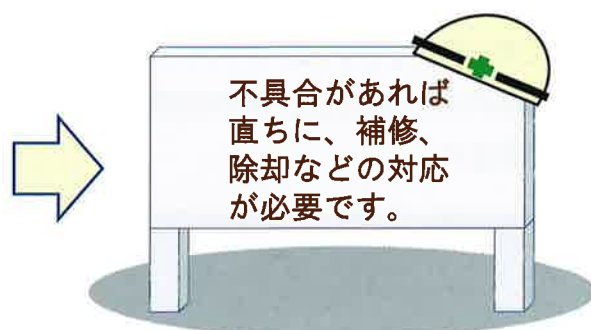


↑ 壁のサビ汁汚れは内部の  
取付金具が腐食



### ■■■ 日常点検チェックポイント ■■■

- 支柱や取付部分にサビや腐食はありませんか。
- 看板が傾いていませんか。
- 板面にひびや破損はありませんか。
- 照明器具に不具合は出ていませんか。

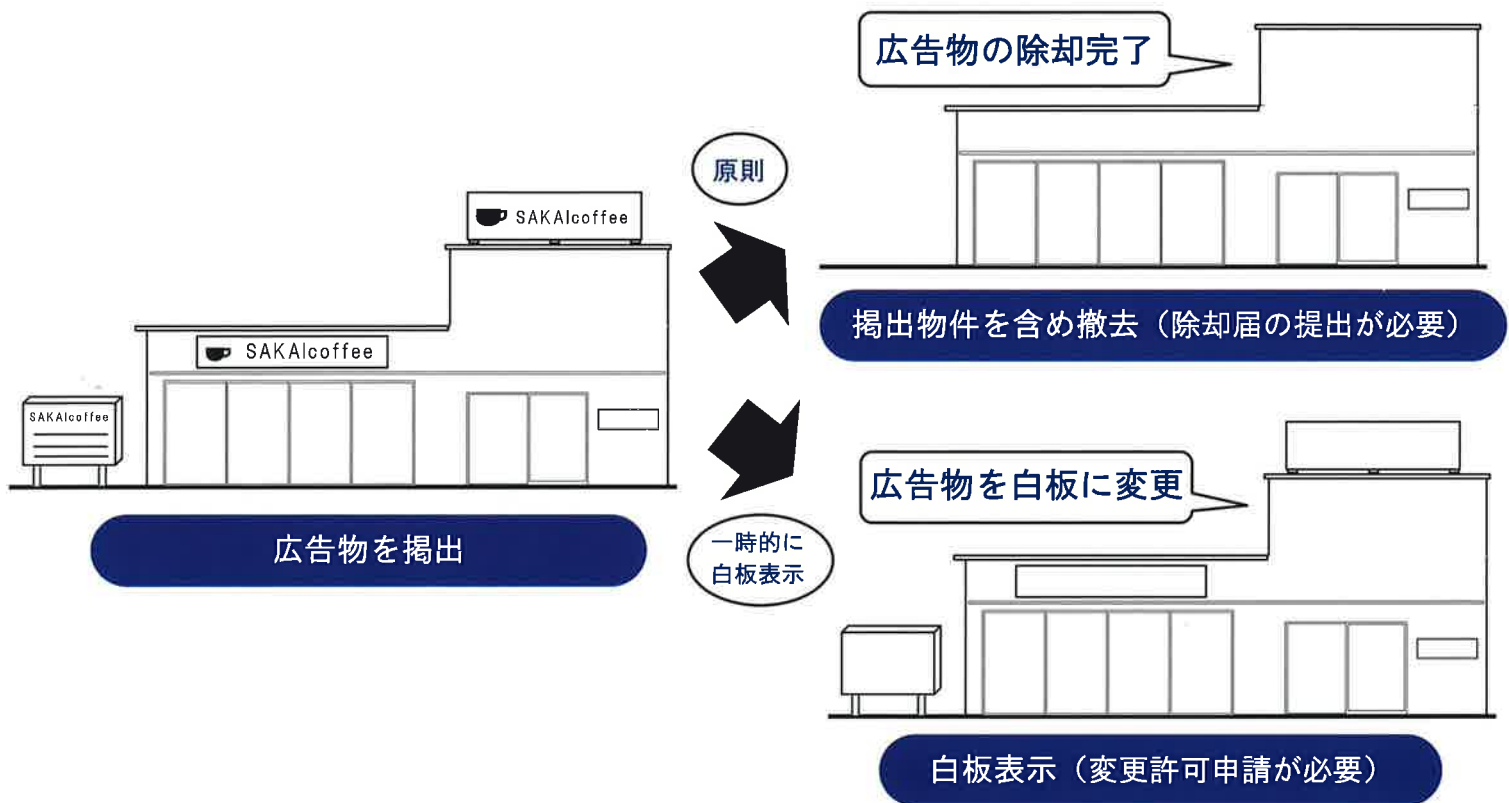


## ■店舗等の撤退に伴う広告物の取扱いについて

店舗等が撤退する際に、許可を受けている広告物が不要になった場合は、骨組みなどの掲出物件を含む全ての屋外広告物の撤去が必要です。

なお、これら掲出物件を再利用するために、一時的に白板表示する場合は、引き続き許可申請が必要となりますので、お間違いのないようお願いします。

この場合は、白板表示への変更許可申請が必要となります。



## ■非自家用広告物の基準の確認について

「非自家用広告物」の設置基準等については、堺市HPの「堺市e-地図帳」からご確認いただけます。

- ・許可区域をクリック(①-1)し、調べたい場所にカーソルを合わせ、クリック(②)すると、その場所の基準が確認できます。
- ・沿道禁止区域をクリック(①-2)し、調べたい場所にカーソルを合わせ、クリック(②)するとその場所の非自家用広告物の設置の可否が確認できます。

【問合せ先】堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

TEL:072-228-7432 FAX:072-228-8468

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshikeikan/index.html>